

佐賀県建設業者施行能力等級評定要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号。以下「規則」という。）第2条第1項及び第2項の規定による建設業者の入札参加資格のうち県内に主たる営業所を有する者の決定（以下「資格決定」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(資 格)

第2条 入札参加資格の審査を受けようとする者（以下「資格審査申請者」という。）は、次のいずれにも該当しない者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 佐賀県に納めるべき税に未納がある者
- (3) 消費税及び地方消費税に未納がある者
- (4) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していない者（適用除外者を除く。）

(申 請)

第3条 資格審査申請者は、入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- (2) 佐賀県に納めるべき税に未納がないことを証する書類
- (3) 消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書類
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による営業停止処分又は指示処分を受けた場合には、その通知書の写し
- (5) 県、県教育委員会又は県警察本部の工事を受注した場合には、当該工事の工事施工成績通知書及び請負契約書の写し（当該工事を共同企業体により受注した場合は共同企業体協定書を含む。）
- (6) 舗装施工管理技術者、配管・配管工、植栽基盤診断士又は街路樹剪定士の資格を有する者を雇用している場合にはその資格者証の写し及び雇用を証する書類
- (7) 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）又は公益社団法人日本建築士会連合会の建築士継続能力開発制度（CPD）の継続学習を受講している場合には、学習履歴証明書の写し
- (8) 建設業労働災害防止協会の活動をしている場合には、活動証明書
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき身体障害者又は知的障害者（以下「障害者」という。）の雇用義務がある場合には、同法第43条第7項の規定による報告書の写し及び雇用を証する書類
- (10) 入札参加資格の適用を受ける日の前々々年の6月2日から前年の6月1日までの期間（「指定期間」という。以下同じ。）において採用時の年齢が30歳未満の若年者（指定期間に佐賀県立産業技術学院の普通課程を修了した者は採用時の年齢が32歳未満の者）を採用し、入札参加資格の適用を受ける日の前年の8月31日（「基準日」という。以下同じ。）時点で3か月以上雇用している場合には、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し（指定期間に佐賀県立産業技術学院の普通課程を修了した者のうち、採用時の年齢が30歳以上32歳未満の者は、当該修了証書の

写し又は修了証明書をあわせて添付する。)

次の①、②に該当する者を採用した場合には、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し及び入社時に提出した履歴書または卒業証明書の写し。

①指定期間に佐賀県内に所在地を置く学校（学校教育法に規定する学校）を卒業または佐賀県立産業技術学院の普通課程を修了した者

②佐賀県内に所在地を置く学校（学校教育法に規定する学校）から県外の学校（学校教育法に規定する学校）へ進学し、指定期間に卒業した者

※「卒業した者」とは新規卒業、新規採用の者であり、卒業後に職歴等を有する者を除く

(11) 「女性の活躍推進佐賀県会議」に会員登録し、女性活躍推進宣言の内容を実施した場合又は「さが子育て応援宣言事業所」として登録し宣言内容を実施した場合は、それぞれの宣言に係る取組確認書。「出会い結婚応援企業」として登録し、研修を受講した場合は受講確認の証明書。

(12) 不当要求防止責任者を選任し、基準日までの2年間において公安委員会による不当要求防止責任者講習を受講した場合は、受講修了書の写し。

(13) 「健康企業宣言」を行い優良企業として認定された場合は、「認定証」の写し。また、「健康企業宣言」のみを行った場合は、「宣言証」の写し。

(14) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、必要に応じその他の書類の提示を求めることができる。

(資格決定)

第4条 資格決定は、建設工事の種類ごとに、次に掲げる等級に区分して行う。ただし、その他の工事については、等級に区分せず資格決定を行う。

(1) 土木一式工事 4等級（特A級、A級、B級、C級）

(2) 建築一式工事 3等級（A級、B級、C級）

(3) とび・土工・
コンクリート工事 3等級（A級、B級、C級）

(4) 電気工事 3等級（A級、B級、C級）

(5) 管工事 3等級（A級、B級、C級）

(6) 鋼構造物工事 3等級（A級、B級、C級）

(7) 舗装工事 2等級（A級、B級）

(8) 塗装工事 3等級（A級、B級、C級）

(9) 機械器具工事 2等級（A級、B級）

(10) 電気通信工事 2等級（A級、B級）

(11) 造園工事 3等級（A級、B級、C級）

(12) その他工事 等級に区分しない。

(資格決定の方法)

第5条 知事は、経営力、技術力、社会性等を総合的に評価・採点した点数（以下「総合点数」という。）を建設工事の種類ごとに算定し、等級に区分して資格決定を行う建設工事の種類については、当該総合点数の順位に応じ、前条各号に規定する建設工事の種類ごとに別表第1に定める順位にある者を当該等級に決定する。

ただし、等級に区分して資格決定を行う建設工事の種類の下位等級については、別表第1に定める基準点数以上となる者を資格決定する。

また、等級に区分せず資格決定を行う建設工事の種類については、別表第1に定める基準点数以上となる者を資格決定する。

2 別表第2に定める建設工事の種類について、各等級の技術者要件を満たしていない者に

については、前項の規定にかかわらず、別表第1により資格決定されるべき等級の直近下位の等級とし、同表に定める定数に含めるものとする。

- 3 等級に区分して資格決定を行う建設工事の種類において、各等級の最下位に同順位の者が複数あるときは、同順位にあるすべての者を当該等級に決定する。
- 4 前項の規定により当該等級の定数を超過することとなったときは、直近下位の等級の定数からその超過した数を差し引くものとする。
- 5 等級に区分して資格決定を行う建設工事の種類において、前回の資格決定において等級を有していない者については、総合点数の順位によれば前条各号に規定する建設工事の種類ごとの最下位の等級以外の等級に格付けされることとなった場合においても、その資格決定は、第1項の規定にかかわらず、最下位の等級に資格決定する。
- 6 等級に区分して資格決定を行う建設工事の種類において、前回の資格決定において等級を有していた者が、総合点数の順位によれば、前回の資格決定における等級より二等級以上昇級することとなる場合においても、第1項の規定にかかわらず、前回の資格決定における等級の一等級上位の等級に資格決定するものとし、別表第1に定める当該等級の定数に含めるものとする。
- 7 資格決定の直前に受けた経営事項審査（以下「直前審査」という。なお、審査基準日は入札参加資格の適用を受ける日の属する年の前々年の9月1日から前年の8月31日までの期間内とする。）の完成工事高（経営事項審査の計算方法による。以下同じ。）を有しないときの資格決定は行わないものとする。

ただし、この場合に等級に区分して資格決定を行う建設工事の種類において、前回の資格決定において等級を有している者で、第1項の規定により前回と同等級以上に資格決定される場合は前回の等級より一等級下位の等級、前回より下位に資格決定される場合は当該等級とし、別表第1に定める当該等級の定数に含めるものとする。
- 8 規則第2条第5項ただし書に定める審査（以下「追加審査」という。）における資格決定については、別表第1に定める定数にかかわらず、別表第3により行うものとする。

（総合点数）

- 第6条 前条第1項の総合点数は、経営事項評価点数及び技術等評価点数を合計した点数とする。
- 2 経営事項評価点数は、直前審査の総合評価値に0.5を乗じた点数と、直前審査の直前に受けた経営事項審査（審査基準日は入札参加資格の適用を受ける日の属する年の前々年の9月1日から前々年の8月31日までの期間内とする。）の総合評価値に0.5を乗じた点数を合計した点数とする。

ただし、直前審査の直前の経営事項審査を受けていない者については、直前審査の総合評価値を経営事項評価点数とする。
 - 3 技術等評価点数は、次に掲げる事項ごとに別表第4により算出した評点を合計した点数とする。
 - (1) 工事施工成績による加点
 - (2) 優良施工知事表彰等による加点
 - (3) 技能士等の配置による加点
 - (4) CPDS又はCPDの学習単位による加点
 - (5) 建設業労働災害防止協会の活動による加点
 - (6) 障害者雇用の状況による加点又は減点
 - (7) 若年者雇用の状況による加点
 - (8) 女性の活躍推進・子育て応援・出会い結婚応援の状況による加点
 - (9) 不当要求防止責任者の選任の状況による加点
 - (10) 健康づくりの状況による加点

(11) 行政処分等による減点

- 4 第3項第1号に規定する工事施工成績を算出する際に用いる難易度係数は、県、県教育委員会又は県警察本部が別に定める工事技術的難易度評価により6段階に区分して設定し、別表第5に掲げる数値とする。

(名簿登載等)

- 第7条 第4条の規定により資格決定を行った場合には、建設業者施行能力等級表に当該資格決定に係る等級、総合点数及びその他必要な事項を登載するとともに、これらの事項を当該資格決定を受けた者に通知する。

(その他)

- 第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については知事が定める。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成15年9月30日から施行し、平成17・18年度以降の資格決定から適用する。

(経過措置)

- 2 平成17・18年度資格決定においては、平成13年2月1日から平成16年11月30日までに検査された工事を工事施工成績評定の対象とし、難易度係数による補正はせず、工事規模係数による補正のみを行うものとする。

また、別表第2技術者要件については、平成16年11月30日を基準日とする。

附 則

- 1 この要領は、平成16年6月25日から施行する。
2 この要領の経営事項評価点数について、平成16年3月1日以降の経営事項審査においては総合評定値と読み替えることとする。

附 則

- 1 この要領は、平成16年9月24日から施行する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成17年10月17日から施行し、平成19・20年度以降の資格決定から適用する。

(経過措置)

- 2 平成19・20年度資格決定においては、平成15年8月1日以降に検査され、工事技術的難易度評価した工事を工事施行成績評定の対象とする。

- 3 平成19・20年度資格決定においては、別表第3の11 ボランティア等地域貢献活動による加点の項中、「2年間の各年」とあるのは「2年間」と、「1回」とあるのは「2回」と読み替えるものとする。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成18年3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成19・20年度資格決定において、第6条第2項に規定する直前審査の直前に受けた経営事項審査(平成16年10月1日から平成17年9月30日までの期間)の総合評定点は、平成18年5月1日以前の建設業法施行規則(昭和24年7月28日建設省令第1

4号)により通知されたものとする。

また、平成15年8月1日以降で技術的難易度を評価した工事施工成績がない場合は、対象期間を平成14年10月1日以降とし、この場合における技術的難易度は、平成17・18年度の資格決定(等級)による技術的難易度(受注実績がない場合における技術的難易度(別表第7))とする。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、平成20年1月10日から施行し、平成21・22年度以降の資格決定から適用する。

(経過措置)

2 平成21・22年度の定期審査の資格決定においては、別表第4の12建設業労働災害防止協会の活動による加点の項中、「基準日の直前の2年間」とあるのは「基準日の直前の1年間」と読み替えるものとする。

3 平成21・22年度の定期審査の資格決定においては、別表第4の14造園の維持業務に係る加点の項中、「第6条第2項に規定する直前審査の総合評定値及び直前審査の直前に受けた経営事項審査の総合評定値」とあるのは「第6条第2項に規定する直前審査の総合評定値」と読み替えるものとし、次の算定式により算出された点数を加点するものとする。

$$\text{加点点数} = \left(\frac{\text{維持業務の売上高を計上して算出した直前審査の総合評定値} \times 0.6}{\text{維持業務の売上高を計上せずに算出した直前審査の総合評定値} \times 0.6} \right) - \left(\frac{\text{維持業務の売上高を計上せずに算出した直前審査の総合評定値} \times 0.6}{\text{維持業務の売上高を計上せずに算出した直前審査の総合評定値} \times 0.6} \right)$$

附 則

(適用期日)

1 この要領は、平成20年3月26日から施行し、平成21・22年度以降の資格決定から適用する。

(経過措置)

2 平成21・22年度の定期審査の資格決定において、第6条第2項に規定する直前審査の直前に受けた経営事項審査(平成18年10月1日から平成19年9月30日までの期間)の総合評定値は、平成20年4月1日前の建設業法施行規則(昭和24年7月28日建設省令第14号)により通知されたものとする。ただし、平成20年4月1日前の同規則により通知された総合評定値がない者については、直前審査の総合評定値を経営事項評価点数とする。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、平成21年12月17日から施行し、平成23・24年度以降の資格決定から適用する。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、平成22年3月30日から施行し、平成23・24年度以降の資格決定から適用する。

(経過措置)

2 平成23・24年度の定期審査の資格決定における別表第4の6経営体質強化のための合併・事業譲渡等による加点については、平成22年3月31日までの合併・事業譲渡等は改正前の規定による。

から適用する。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行し、平成25・26年度以降の資格決定から適用する。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成27・28年度以降の資格決定から適用する。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成29・30年度以降の資格決定から適用する。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成31・32年度以降の資格決定から適用する。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、令和元年10月1日から施行し、令和2年度以降の資格決定から適用する。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和3・4年度以降の資格決定から適用する。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、令和2年8月31日から施行し、令和3・4年度以降の資格決定から適用する。

(経過措置)

2 令和3・4年度の資格決定（令和2年度中に審査を行うもの）において、第6条第3項第4、5及び10号における「基準日」は、第3条第1項第11号に示す「基準日」又は令和2年3月31日のいずれかを選択することができるものとする。なお、加対象となる期間は別表第4の4、5及び10の期間のとおりとする。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和5・6年度以降の資格決定から適用する。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和7・8年度以降の資格決定から適用する。

別表第1 等級ごとの順位及び定数又は基準点数（第5条関係）

建設工事の種類	特A級	A 級	B 級	C 級
土木一式工事	1～27位 (27者)	28～104位 (77者)	105～266位 (162者)	基準点 760点
建築一式工事	—	1～45位 (45者)	46～95位 (50者)	基準点 730点
とび・土工・コンクリート 工事	—	1～27位 (27者)	28～50位 (23者)	基準点 740点
電気工事	—	1～20位 (20者)	21～41位 (21者)	基準点 710点
管工事	—	1～29位 (29者)	30～88位 (59者)	基準点 780点
鋼構造物工事	—	1～8位 (8者)	9～16位 (8者)	基準点 620点
舗装工事	—	1～38位 (38者)	基準点 930点	—
塗装工事	—	1～14位 (14者)	15～32位 (18者)	基準点 600点
機械器具設置工事	—	1～7位 (7者)	基準点 650点	—
電気通信工事	—	1～10位 (10者)	基準点 680点	—
造園工事	—	1～29位 (29者)	30～64位 (35者)	基準点 710点
その他の工事	基準点数 600点			

注) 上記の順位は総合点数による順位を示す。
また、上記（ ）は、等級ごとの定数を示す。

別表第2 技術者要件（第5条関係）

建設工事の種類	等級の要件
土木一式工事	第6条第2項に規定する直前に受けた経営事項審査において ・特A級については、一級国家資格者が8人以上いること。 ・A級については、一級国家資格者が4人以上いること。
建築一式工事	第6条第2項に規定する直前に受けた経営事項審査において ・A級については、一級国家資格者が2人以上いること。
その他の工事	第6条第2項に規定する直前に受けた経営事項審査において ・舗装工事のA級については、一級国家資格者が4人以上いること。 ・とび・土工・コンクリート、電気、管、造園工事のA級については、 一級国家資格者が2人以上いること

別表第3 追加審査における資格決定(等級)の要件 (第5条関係)

等級	土木一式工事	舗装、機械器具設置、 電気通信工事	左記以外の等級を区分して資格決定を行う工種
特A級	総合点数が、特A級に資格決定された者のうち、順位が最下位の者の総合点数以上であること。		
A級	総合点数が、A級に資格決定された者のうち、順位が最下位の者の総合点数以上であり、かつ特A級に資格決定された者のうち、順位が最下位の者の総合点数未満であること。	総合点数が、A級に資格決定された者のうち、順位が最下位の者の総合点数以上であること。	総合点数が、A級に資格決定された者のうち、順位が最下位の者の総合点数以上であること。
B級	総合点数が、B級に資格決定された者のうち、順位が最下位の者の総合点数以上であり、かつA級に資格決定された者のうち、順位が最下位の者の総合点数未満であること。	総合点数が別表1で定めた基準点数以上であり、かつA級に資格決定された者のうち、順位が最下位の者の総合点数未満であること。	総合点数が、B級に資格決定された者のうち、順位が最下位の者の総合点数以上であり、かつA級に資格決定された者のうち、順位が最下位の者の総合点数未満であること。
C級	総合点数が、別表1で定めた基準点数以上であり、かつB級に資格決定された者のうち、順位が最下位の者の総合点数未満であること。		総合点数が、別表1で定めた基準点数以上であり、かつB級に資格決定された者のうち、順位が最下位の者の総合点数未満であること。

注) 上記の最上位等級以外の等級における「順位が最下位の者」及び「順位が最上位の者」には、定期の審査において、第5条第2項、第5項、第6項、第7項の規定により資格決定された者は含まないものとする。

また、等級に区分せず資格決定を行う建設工事の種類については、総合点数が、別表1で定める基準点数以上であること。

別表第4 技術等評価点数（第6条関係）

事 項	評 点
1 工事施工成績による加点	<p>基準日までの4年間に施工した工事成績（250万円以上の工事（建築一式工事は500万円以上）の工事で競争入札により発注されたもの。ただし、維持工事等工事成績がないものを除く。）について、次の算定式により算出された点数とする。</p> <p>なお、対象となる建設工事の種類は土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事の6種類とする。</p> $\{\Sigma(\text{工事成績} \times \text{技術的難易度係数})\} \div \text{件数}$ <p>注) 受注実績がない場合は、工事成績を65点として、前回の資格決定における等級ごと（級外の場合は最下位等級）に別表6に掲げる技術的難易度係数を乗じて算出された点数とする。</p> <p>また、完成工事の工事成績がない場合で、かつ工事が継続中であるときも同様とする。</p>
2 優良施工知事表彰等による加点	<p>入札参加資格の適用を受ける日の属する年度の直前の2年度間に、次に掲げる優良建設工事を施工したとして知事から表彰を受けた者について、当該工事1件につき 10点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県優秀技術者等表彰要綱に基づく優良施工工事表彰 ・佐賀の木・家・まちづくり賞実施要領に基づく知事表彰 <p>また、佐賀県優秀技術者等表彰要綱に基づく優良施工工事表彰において、県土整備部長から表彰を受けた者について、当該工事1件につき5点</p> <p>ただし、同一工事で複数受賞したときは、点数の高い1件の点数とする。</p> <p>なお、共同企業体による施工については次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定建設工事共同企業体での受賞については、加点の対象としない。 ・経常建設共同企業体での受賞については、代表者と構成員に対し、それぞれ表彰加点の2分の1を加点する。
3 技能士等の配置による加点	<p>基準日において雇用している以下の建設工事の種類ごとの技能士等の人数に応じ、1級は5点、2級は2点</p> <p>なお、植栽基盤診断士は5点 街路樹剪定士は2点</p> <p>ただし、同一種類で同一人が、1級、2級（造園工事においては植栽基盤診断士、街路樹剪定士）両方の資格を有している場合は高い方の点数とする。</p> <p>また、上限は30点とする。</p> <p>（舗装工事）舗装施工管理技術者 （管工事）配管・配管工 （造園工事）植栽基盤診断士、街路樹剪定士</p>

<p>4 CPDS又はCPDの学習単位による加点</p>	<p>一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が実施しているCPDS又は公益社団法人日本建築士会連合会が実施しているCPDの学習単位の企業ごとの合計学習単位（基準日から過去5年間）について、次の算定式により算出された点数とする。</p> <p>ただし、この加点は CPDS が土木一式工事及び舗装工事のみ、CPD が建築一式工事のみとし、上限20点とする。</p> <p>(CPDS) $\text{企業ごとの合計学習単位} \div \text{技術職員数} \div 100 \text{ 単位} \times 20 \text{ 点}$ (CPD) $\text{企業ごとの合計学習単位} \div \text{技術職員数} \div 60 \text{ 単位} \times 20 \text{ 点}$</p> <p>注) ① 技術職員数は第6条第2項に規定する直前に受けた経営事項審査のCPDSについては土木一式工事又は舗装工事、CPDについては建築一式工事の技術職員数の合計とする。</p> <p>② 土木一式工事、舗装工事の両方を資格審査申請する者については、①に規定する土木一式工事又は舗装工事の人数が多い技術職員数を用いるものとする。</p>
<p>5 建設業労働災害防止協会の活動による加点</p>	<p>基準日までの2年間において、建設業労働災害防止協会の活動に5割以上参加し活動を行っている場合 5点</p>
<p>6 障害者雇用の状況による加点又は減点</p>	<p>基準日において、障害者雇用促進法第43条に係る法定雇用障害者数を超える人数を雇用している場合 10点</p> <p>注) 基準日において3か月以上継続して雇用されている者が対象</p> <p>なお、障害者雇用促進法第43条に係る障害者雇用を満たしていない場合 -5点</p>
<p>7 若年者雇用の状況による加点</p>	<p>(1) 指定期間において採用時の年齢が30歳未満の若年者（指定期間に佐賀県立産業技術学院を卒業した者は採用時の年齢が32歳未満の者）を採用し、その者が基準日において3か月以上継続して雇用され在籍している場合 5点</p> <p>(2) 次の①または②に該当する場合は、(1)に追加して3点を加点する。</p> <p>① (1)に該当する場合で、指定期間に佐賀県内に所在地を置く学校（学校教育法に規定する学校）を卒業又は佐賀県立産業技術学院の普通課程を修了した者を採用した場合</p> <p>② (1)に該当する場合で、佐賀県内に所在地を置く学校（学校教育法に規定する学校）から県外の学校（学校教育法に規定する学校）へ進学し、指定期間に卒業した者を採用した場合。</p> <p>※「卒業した者」とは新規卒業、新規採用の者であり、卒業後に職歴等を有する者を除く。</p> <p>ただし、同一人の雇用については、加点は1回限りとする。</p>

<p>8 女性の活躍推進・子育て応援・出会い結婚応援の状況による加点</p>	<p>(1)「女性の活躍推進佐賀県会議」に会員登録し、 ①女性の管理職比率・数の向上 ②女性が活躍しやすい社内制度の整備や教育の充実 について女性活躍推進宣言を行い、基準日までの2年間において、内容を実施した場合 2点 なお、第6条第2項に規定する直前審査及び直前審査の直前に受けた経営事項審査において「プラチナえるぼし認定、えるぼし(第1～3段階)認定」の加点を受けた場合には加点は行わない。</p> <p>(2)「さが子育て応援宣言事業所」として登録し、基準日までの2年間において、宣言内容を実施した場合 2点 なお、第6条第2項に規定する直前審査及び直前審査の直前に受けた経営事項審査において「プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定」の加点を受けた場合には加点は行わない。</p> <p>(3)「出会い結婚応援企業」として登録し、基準日までの2年間において、研修を受講した場合 2点</p>
<p>9 不当要求防止責任者の選任の状況による加点</p>	<p>不当要求防止責任者を選任し、選任された責任者が基準日までの2年間において公安委員会による不当要求防止責任者講習を受講した場合 2点</p>
<p>10 健康づくりの状況による加点</p>	<p>「さが健康企業宣言」もしくは「がばい健康企業宣言」を行った後、基準日までの2年間において優良企業として認定され、「認定証」の交付を受けた場合 3点 ただし、「さが健康企業宣言」もしくは「がばい健康企業宣言」を行い、「宣言証」の交付のみを受けた場合 1点</p>

<p>11 行政処分等による減点</p>	<p>(1) 次の①から③により算出した点数を合計した点数を減点する。ただし、同一事案での減点は①から③までのうち減点点数の多い方の点数とする。また、前回の資格決定の際に減点された同一事案での減点を行わない。</p> <p>① 営業停止処分 基準日までの2年間に建設業法に基づく営業停止の処分を受けた者については、原則として、営業停止処分の期間（基準日の翌日以降を含む。）に応じ次に定める点数とする。 1点×営業停止の日数</p> <p>② 指名停止措置 基準日までの2年間に佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（以下、「指名停止等の措置要領」という。）に基づき知事から指名停止の措置を受けた者については、指名停止の期間（基準日の翌日以降を含む。）に応じ次に定める点数とする。 5点×指名停止月数 ※なお、指名停止の期間に1月未満の端数が生じたときは、1月とする。</p> <p>③ 指示・勧告・指導・警告（文書によるもの） 基準日までの2年間に建設業法第28条に基づく指示処分若しくは同法第41条に基づく書面による指導又は勧告、あるいは指名停止等の措置要領第9条に基づく文書による警告（以下、「指示処分等」という。）を受けた者について、指示処分等の回数に応じ次に定める点数とする。ただし、同一事案で指示処分等が2以上あった場合は、二重に減点を行わない。 5点×回数</p> <p>(2) 第6条第2項に規定する直前審査及び直前審査の直前に受けた経営事項審査において、上記(1)の対象となった事案と同一事案での減点がある場合は、当該経営事項審査におけるその他の審査項目(W)における減点点数に0.5を乗じた点数を、上記(1)により算出した同一事案の点数から差し引くものとする。なお、差し引き後の点数が0点以下の場合は、減点を行わないこととする。</p>
----------------------	---

注1) 上記基準日は、入札参加資格の適用を受ける日の前年の8月31日とする。

注2) 上記指定期間は、入札参加資格の適用を受ける日の前々々年の6月2日から前年の6月1日までの期間

別表第5 技術的難易度（第6条関係）

工事技術的難易度評価	難易度係数
I	1. 0
II	1. 2
III	1. 4
IV	1. 6
V	1. 8
VI	2. 0

別表第6 受注実績が無い場合の技術的難易度係数（第6条関係）

等級	特A級	A級	B級	C級
土木一式	1.2	1.2	1.0	1.0
建築一式	—	1.2	1.2	1.2
電気	—	1.2	1.2	1.2
管	—	1.4	1.2	1.2
舗装	—	1.0	1.0	—
造園	—	1.0	1.0	1.0